

# 仕様書

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院における窓用カーテン及び間仕切カーテン等（以下「カーテン」という。）の供給業務について、その仕様は以下のとおりとする。

## 1 設置場所・種類等

カーテンの設置場所・種類・数量等は別表のとおりとする。ただし、数値は概数を示すものであり、受注者は、契約期間が始まるまでに現場実測したうえで発注者と協議し、詳細を決定するものである。

## 2 カーテン

カーテン・カーテンフックの仕様については、次のとおりとする。なお、予備カーテンについても同様とし、所定のクリーニングを終えたものであること。

### (1) カーテン本体

- ① 素材はポリエステルであること。
- ② 消防庁認定の難燃繊維であること。
- ③ 30回以上の洗濯に耐えられ、洗濯堅牢度、及び耐光堅牢度はカーテンの種類により別表のとおりであること（シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ④ 熱湯（80℃）消毒を行って、収縮度が巾、丈共に1.0%以下であること（シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑤ 抗菌・制菌性能は最低10回以上のクリーニングに耐えうる抗菌・制菌性を有すること（シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑥ カーテンは、縫い合わせのない一体構造で、無地部分に性能劣化のない糸（例：カーボン糸）を5.0mm以下の間隔で編み込んだものであること（シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑦ MRSA増殖抑制効果のある抗菌糸を使用すること。
- ⑧ 上部ネット部分については、十分な長さを設けることとし、スプリンクラー散水透過率が65%以上であること（シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑨ カーテンフックの取付箇所は、ポリエステル100%のテープに逢着したものとする。また、取付部分の強度強化のため、カーテンフックの固定部分は連続的にテープによるかぶせ縫いによる仕上げとし、フック部分の芯地は二重縫製とすること。

### (2) カーテンフック

- ① クリーニングに長年耐え得るよう錆びにくい素材（例：ステンレス(SUS304)製）とする。
- ② カーテン本体に縫い付け、または、これに準ずる方法で取り付けるものとし、容易に脱落しないものであること。
- ③ クリーニング時に絡まることのないよう工夫すること。

### (3) その他

- ① クリーニングにより著しく商品価値が低下しないものであること。

- ② 防災ラベルは、カーテン1枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。
  - ③ サイズを記入したラベルは、カーテン1枚ごとに縫い付けること。
  - ④ シャワーカーテンは撥水性能及び防カビ仕様を有するものであること。
  - ⑤ カーテンをまとめるための紐を付属させること。
  - ⑥ ベッド廻り用カーテンについては、磁石式のランナーを付属させるなど用途に応じた処置を講じること。
  - ⑦ ヒダの有無等については、別表のとおりとする。変更がある場合は、発注者と受注者との協議のうえ、決定すること。
- (4) カーテンのメンテナンス等
- ① 作業行程表の作成  
メンテナンスの実施に当たっては、発注者と協議のうえ、各部署・各病棟の作業工程を作成するとともに、これを提出して発注者の了承を得るものとする。
  - ② カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け  
カーテンのクリーニング時における交換は、予備カーテンを十分に用意し迅速かつ短時間にて行うこと。
  - ③ カーテンのクリーニング・点検補修・仕上げ
    - ア クリーニング工場におけるクリーニングの工程は、洗い・濯ぎ・脱水・プレス仕上げを基本とする。なお、洗いについてはドライクリーニングではなく、湯洗いとする。
    - イ クリーニング時には、必ず定期点検（カーテンフック、カーテン本体のほつれ・破れ）を行い、必要に応じて補修を行うこと。
    - ウ クリーニング仕上げ時にも、再度、カーテンの点検を行うものとし、補修箇所があったときには速やかに補修すること。
  - ④ 予備カーテンの取り外し、クリーニング済みのカーテンの取り付け  
予備カーテンの設置期間が短時間となるよう留意すること。
  - ⑤ カーテンレールの点検補修  
メンテナンス時には必ず定期点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。  
大規模な補修等が生じた場合には、発注者と協議して作業にあたること。
  - ⑥ メンテナンスの完了  
メンテナンスが完了したときは、完了届を提出するとともに、各部署及び事務室担当職員の検査を受けるものとする。  
なお、完了届には補修箇所も明記するものとする。
- (5) メンテナンスの時期  
メンテナンスの種類は、定期及び臨時とする。  
定期メンテナンスは年1回行うものとする。臨時メンテナンスは破損や血液・薬品・便・尿等で汚損されたときなど、発注者がメンテナンスを必要と認めた場合に、メンテナンス依頼時から速やかに行うものとする。但し臨時メンテナンスについては月間処理枚数上限100枚とし超過した場合は双方協議の上費用を決定する。

### 3 台帳の整備その他

#### (1) カーテン等管理台帳の整備

維持管理を円滑に行うため、受注者はカーテン毎の規格・設置場所等を明記した管理

台帳を作成するものとする。

また、発注者が必要と認めた場合又はカーテン等の設置枚数等に変更があった場合には、発注者にこれを提出するものとする。

(2) 留意事項

- ① 作業に従事する従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用すること。
- ② 従業員には、次の事項を遵守させること。
  - ア. 品位を保ち、患者等に対し不快感を与えるような言動をしないこと。
  - イ. 節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。
  - ウ. 作業の途中で休憩するときは、機具資材等を1箇所にとめて、通行の障害とならないよう整頓してから行うこと。

4 その他

- (1) 受注者は、履行開始日までにカーテン等設置場所の確認及び実測を行い、履行開始日に遅滞なく設置しなければならない。
- (2) 受注者は、カーテンの設置に当たり、発注者と連携を図り、病院業務に支障が生じないよう対応すること。
- (3) カーテンの破損・事故に伴い発注者から受注者に連絡があった場合、受注者はカーテンや付属部品の交換等の対応を迅速に行うこと。
- (4) カーテンの品質・色柄等に変更がある場合は、受注者は製品仕様を示す資料及び見本品等を発注者に提出し、発注者の了承を受けること。
- (5) 履行期間中に新たにカーテン等を設置する必要があると発注者が認めた場合は、受注者はメンテナンス時に使用する予備カーテンを設置すること。ただし、カーテン等数量（臨時メンテナンス分を含む）10枚程度の変更又は増減があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額等を変更できるものとする。
- (6) 受注者は、この契約が満了したとき又は解除されたときには、カーテンの撤去・更新作業について、新規の受注者及び発注者に対し良心的に協力するものとする。
- (7) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。